

令和8年度愛知県家計改善支援事業に係る企画提案募集要領

下記のとおり企画提案を募集します。

なお、本事業の実施は愛知県議会における本事業に係る予算の成立を条件とします。

記

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
令和8年度愛知県家計改善支援事業
- (2) 委託内容
令和8年度愛知県家計改善支援事業 業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託金額の上限
5,182,469円

2 応募資格

応募者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 応募受付期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募受付期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び愛知県税に未納のないこと。
- (6) 宗教活動や政治的活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ者であること。

3 実施日程(予定)

内容	日程
企画提案書の受付期間	令和8年2月20日(金)～3月11日(水)正午
質問書の受付期間	令和8年2月20日(金)～2月26日(木)
質問書に対する回答の公表	令和8年3月2日(月)
企画選定委員会の開催、 最優秀事業企画提案者の決定	令和8年3月18日(水)
委託契約締結、事業開始	令和8年4月1日(水)以降
事業実施報告書の提出	令和9年3月31日(水)まで

4 応募方法

(1) 提出書類及び部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書兼応募資格確認書（様式1）	正本 1部
イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）	
ウ 添付資料 ・定款、寄附行為又は会則等の写し ・役員名簿 ・直近2か年の決算報告書	
エ 企画提案書（様式3）	正本 1部 副本 7部

(2) 受付期間

令和8年2月20日（金）から3月11日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで（3月11日（水）は正午まで））

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、事前に担当者まで電話連絡のうえ、3月11日（水）正午までに必着とする。）

(4) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援グループ

(5) その他

- ア 1団体が提出できる企画提案は、1提案とする。
- イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各応募者の負担とする。
- ウ 企画提案書の副本の表紙、背表紙及び各ページには、団体名・ロゴ等の掲載は不可とする。
- エ 提出後の差替えは不可とする。ただし、県が補正等や書類の追加提出を求める場合は、この限りではない。
- オ 提出された企画提案書については、返却しない。
- カ 採用された企画提案書の著作権については、県に帰属する。
- キ 行政文書開示請求があった場合は、選定された企画提案書については、愛知県情報公開条例に基づき開示する。選定されなかった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。
- ク 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ① 応募資格を満たさなくなったとき。
 - ② 提出書類が不足しているとき。

- ③ 経費見積額が、委託料上限額を上回っているとき。
- ④ 提出された書類に不備があるとき又は提出書類に虚偽、不正、法令等に違反する内容の記載があったとき。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ⑥ その他不正な行為があったとき。

5 企画提案に関する質問及び回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式4）」によるものとする。

ア 受付期間

令和8年2月20日（金）から2月26日（木）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は、「令和8年度愛知県家計改善支援事業の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和8年3月2日（月）を目途に愛知県ウェブページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対して個別に行う場合がある。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

6 企画選定の方法

(1) 選定方法

別に設置する「令和8年度愛知県家計改善支援事業委託 企画提案選定委員会」において、提案者がプレゼンテーションを行い、企画選定委員会が最優秀事業企画提案者を選定する。

(2) 企画選定委員会の概要

ア 開催日時

令和8年3月18日（水）午後3時から（予定）

イ 場所

愛知県三の丸庁舎
名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

ウ 内容

1団体あたりプレゼンテーション10分、質疑応答10分（予定）

エ その他

- ・委員会は非公開とし、審査の経過等、審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書によって行うこととする。

(3) 選考基準

次の選考基準を基に選考を行うものとする。

【審査項目・内容】

審査項目	内容
事業の理解	○事業の目的・趣旨を十分理解しているか。
事業内容の 的確性	○家計に関する問題の背景にある根源的な課題の整理が適切にされるか。 ○家計の視点から専門的な支援がされるか。 ○支援対象者自らが家計を管理する力を高め、早期の生活再生に向けた支援がされるか。 ○支援対象者の居住している地域の実情に応じた支援の実施が適切にされるか。 ○県福祉相談センターと適切な連携が図られるか。 ○ノウハウや創意工夫により事業の効果的な実施が図られるか。
事業実施能力	○必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ○事業費の積算は適正か。
社会的価値の実 現に資する取組	○環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和等の取組を実施しているか。

(4) 選考結果の通知

選考終了後、速やかに通知する。

7 契約等に関する事項

(1) 契約相手方

企画選定委員会で最優秀事業企画提案者に選定された者と、委託業務の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結する。協議においては、必要に応じ県から提案内容からの補正を求めることがあるため、これに応じること。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行う。

(2) 契約方法

愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則第10号。以下「財務規則」といいます。）に定める契約の手続きにより、契約を締結する。

(3) 契約保証金

財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上とする。

ただし、財務規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(4) 委託料の支払

原則として精算払とする。

ただし、非営利法人等であり、資金保有状況及び資金計画に基づく協議において自主財源の確保が困難であると認められた場合は、愛知県財務規則第77条第7号により概算払とすることができる。

8 担当部局

愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援グループ（宅川）

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

電話：052-954-6627（ダイヤルイン）

FAX：052-954-6945

E-mail：chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp